平成２２年（フ）第２１６２号
名古屋市北区東水切町２丁目21番地　シュロス彩紅橋101号
債務者　淵本　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９０号
兵庫県三田市つつじが丘北３丁目10番地15、従前の住所大阪府茨木市丑寅２丁目13番30号
債務者　園田建材こと　園田　輝文
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３７号
神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の16サンハイツ妙法寺201、従前の住所神戸市西区小山２丁目１番15―103号
債務者　松本　憲幸
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７５号
神戸市垂水区名谷町字前田890番地
債務者　牧　　孝則
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８７号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10市住３―618号
債務者　能丸八千代
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８号
青森市浪岡大字銀字杉田92番地２
債務者　戸田優美子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９２号
青森県平川市唐竹苺原87番地４
債務者　内山　幹彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２７号
岐阜県大垣市室本町４丁目21番地
債務者　丸尾　伸子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１２１５号
熊本市上代１丁目17番95号
債務者　江中　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３９号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1369番地４　ミリーサ菊陽501号
債務者　上村　　香（旧姓高宮）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８２号
熊本県菊池郡大津町大字杉水821番地９
債務者　藤本　貴寛
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８３号
熊本市新大江３丁目17番26号
債務者　青木ひふ美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６８号
熊本市島崎５丁目47番８号
債務者　蓮尾　圭一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５６７号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目３番15号
債務者　髙浦　重美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５６８号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目３番15号
債務者　髙浦富士子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７３号
熊本県菊池市大琳寺225番地６
債務者　吉海　栄治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５８８号
熊本市川口町1858番地３
債務者　坂本美佐子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６３０号
熊本市麻生田４丁目３番38号
債務者　那須理恵美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部